

審 査 基 準

平成28年4月1日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 山口県情報公開条例
根 拠 条 項 : 第7条第1項
処 分 の 概 要 : 開示請求に対する決定
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会及び山口県警察本部長
条例・規則の定め : <ul style="list-style-type: none">山口県情報公開条例第3条 (適用除外)山口県情報公開条例第7条 (開示請求に対する決定)山口県情報公開条例第11条 (開示をしないことができる公文書)山口県情報公開条例第12条 (部分開示)山口県情報公開条例第13条 (公文書の存否に関する情報)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 開示請求に対する決定については、請求内容から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先 : 警務部警察県民課又は対象となる公文書を保有する警察署の警務課
問 い 合 わ せ 先 : 警務部警察県民課情報公開係
備 考 :

別紙

第1 趣旨

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。

本審査基準は、こうした観点から、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）に基づき山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び山口県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う公文書の開示・非開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・非開示の判断に当たっては、知事が定める「山口県情報公開条例の解釈及び運用」によるほか、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第2 基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

条例は、県民の知る権利を尊重し、県政の透明性の向上及び公正な運営を図り、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とするものであることから、公文書の原則開示を基本理念としている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示をすることの利益と開示をしないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示をしないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されているときは、開示請求に係る公文書の開示をしないことができることとされている。

したがって、請求があった情報が条例第11条各号に掲げる非開示情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的、恣意的、あるいは従来の慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、条例の趣旨、目的を踏まえ、客観的かつ合理的に判断しなければならない。

2 非開示情報の取扱い

条例第11条の「当該公文書の開示をしないことができる」とは、開示請求に係る公文書に記録されている情報が本条各号のいずれかに該当する場合に限り、実施機関に当該公文書の開示をしないことができる権限を与えたものであって、開示をするか否かの裁量を与えたものではない。

非開示情報の具体例として掲げられている情報が記録されている公文書については、いつでも全体の開示をすることができないものと固定的に考えるのではなく、部分開示をすることができる場合や請求の時期によっては開示をすることができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

したがって、非開示情報の具体例として掲げられているものであっても、その内容を十分検討した上で、公文書の開示をするかどうかを判断しなければならない。

3 非開示情報の類型

条例第11条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。

また、例えば、ある個人に関する情報について、個人情報（第2号）には該当しない場合であっても、他の号の非開示情報に該当し非開示となることはあり得る。

したがって、ある情報の開示をする場合は、条例第11条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第11条各号の「公開すること」

条例第11条各号で用いられている「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示をするということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、同条各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示をすることによって生じるおそれだけでなく、「何人にも」知り得る状態に置くことにより生じるおそれがあるか否かを判断することが必要である。

5 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」

が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

したがって、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第3 非開示情報

1 条例第11条第1号（法令秘等情報）に基づき非開示とする情報の基準

(1) 法令等の規定により公開することができないこととされている情報
又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報

【条例の解釈】

(1) 「法令等の規定により公開することができないこととされている情報」

ア 「法令等」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。

イ 「公開することができないこととされている」とは、法令等の規定が公開することができないことを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公開できないこととされている場合も含まれる。

これに該当する情報としては、次のとおりである。

(ア) 明文の規定をもって公開が禁止されている情報

(イ) 目的外使用が禁止されている情報

(ウ) 手続の非公開が定められている調停等に関する情報

(エ) 特別法により守秘義務が課されている情報

(オ) その他法令等の趣旨及び目的から公開できないこととされている情報

(2) 「法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報」

ア 「その指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示」とは、法定受託事務における法的拘束力のある各大臣等からの指示等をいう。

イ 「主務大臣等」とは、主務大臣のほか、長官、次官、局長、課長等をいう。

ウ 「明示の指示」とは、文書等により発した指示で、開示をしてはな

らない情報が具体的に明示された通達、訓令、通知等をいう。

したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、取扱注意等の指示がある文書等）はこれに該当しない。

2 条例第11条第2号（個人情報）に基づき非開示とする情報の基準

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（次に掲げる情報を除く。）

イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報

ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

ニ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。）

【条例の解釈】

(1) 「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」

ア 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した個人を含む。）の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、個人に関する情報であっても、法人等情報（第3号）で対応することとしているため、本号から除外される。

なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、当該事業とは無関係の情報（家族状況等）は、本号の対象とする。

ウ 本号イからニまでの情報については、個人情報として非開示情報とはならないことを定めたものである。

エ 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、一般的には、氏名及び住所でもって可能となる。したがって、氏名等が記載されていれば、部分開示（第12条）の規定により、これらを削除して当該公文書の開示をする。

なお、氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示をしない。

(2) 「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」

「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」とは、法令等によりだれでも公開請求することができることと定められている個人情報を行い、公開請求を利害関係人に限って認めているものは含まない。

(3) 「公表することを目的として実施機関が保有している情報」

「公表することを目的として実施機関が保有している情報」とは、次のような個人情報をいう。

ア 公表することを目的として作成された情報

イ 当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

ウ 当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報

エ 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上プライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実である情報

「慣行」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実

上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的事情に留まる限り、「慣行」には当たらない。

- (4) 「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」

法令等の規定による許可、認可、免許、承認、決定、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報の中には、その性質上県民生活に少なからぬ影響を及ぼすものがあるので、これらの情報のうち、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強いものについては、開示をする。

非開示情報該当性の判断に当たっては、開示をすることの利益と開示をされないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公開することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、県民の生命、身体等を危害から保護する必要性が上回る場合には、当該情報の開示をする必要性と正当性が認められることから、当該情報の開示をしなければならないこととするものである。現実には人の生命、身体等に危害が及んでいる場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、県民の生命、身体等の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この項目を適用し、個人に関する情報の開示をしようとするときは、当該個人の権利利益を保護するため、条例第9条第2項及び第4項の手続をとらなければならない。

- (5) 「公務員等（国家公務員法（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、

公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。）」

ア 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

なお、「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法に規定する国立美術館、水産大学校等の独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第1に掲げられている日本銀行、関西国際空港株式会社等の特殊法人等をいい、「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法により地方公共団体が設立する法人をいう。

イ 「当該公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

ウ 「(当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。）」

(ア) 警察職員は、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、山口県情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号。以下「公安委員会規則」という。）で定める警察職員にあってはその氏名は非開示とする。

なお、氏名を非開示とする警察職員は、「警部補以下の階級にある警察官」及び「警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるもの」とされている。

(イ) 公務員等の職又は氏名については、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合は、非開示となる。

予想される権利侵害が、「不当」なものかどうかの判断は、当該公務員等の職又は氏名が記載されている公文書の性質に照らし判断

する。特に、当該公務員等個人の生命、身体等を保護する必要がある場合には、これに該当すると考えられるが、「不当に」の要件の判断に際しては、種々の状況を考慮し、適正に判断する。

(6) 本人からの開示請求

条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であれば、本号のイからニに該当しない限り、非開示となる。

【運用の基準・具体例】

被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合（本号ロ）を除き、氏名等を部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示をする。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報の開示をする。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

- (2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示をする。

ア 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

- (3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第11条第3号（法人等情報）に基づき非開示とする情報の基準

- (3) 法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの（次に掲げる情報を除く。）
- イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

【条例の解釈】

- (1) 「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人及び認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等組織に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動等事業に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等権利利益に関する情報等が含まれる。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

「国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体」については、法人であっても、その情報の内容が県固有の情報と同等のものであり、他の非開示情報の規定で対応することとし

たため、本号から除外した。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

ア 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

イ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、個人情報（第2号）の該当性を判断する。

(3) 「公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」

「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なものとしては、生産技術上のノウハウに関する情報、販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、人事等専ら法人の内部管理の情報などがある。

「不利益を与えるおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には、様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」

当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報の開示をしなければならないとするものである。

現実には人の生命、身体等に危害が及んでいる場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、身体等に対する危害との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、身体等に対する危害の発生が予想される場合もあり得る。

ア 「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが
確実である人の生命等に対する危険及び損害をいう。

イ 「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいう。

(5) 「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から
人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」

「不当な事業活動」とは、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事
業活動をいう。

(6) 「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益
上必要であると認められるもの」

「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の
破壊等に関する情報が考えられる。

(7) 第三者に対する意見書の提出の機会の付与

請求に係る情報が法人等又は事業を営む個人に不利益を与える情報で
あるかどうかの判断が困難なものについては、公開する場合における不
利益の有無等について当該法人等又は事業を営む個人に意見書の提出の
機会を与えるなど、事前に十分な調査を行うことにより、客観的に判断
する。

なお、本号イ、ロ又はハを適用しようとするときは、当該法人等又は
事業を営む個人の権利利益を保護するための手続をとらなければならない
（第9条第2項、第4項）。

【運用の基準・具体例】

(1) 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地
名、電話番号等は開示をする。

また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、
代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限り
において管理して開示をすべき相手方を限定する利益を有する情報とし
て管理していると認められない限り、開示をする。

(2) 入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載
した部分については、本号に該当し非開示となる。

また、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、
本号に該当し非開示となる。

4 条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）に基づき非開示とする情報の基準

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑 の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
--

【条例の解釈】

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

オ 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公開することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

カ ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団

体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、行政運営情報(第6号)により開示・非開示が判断されることになる。

- (2) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

【運用の基準・具体例】

- (1) 公安委員会又は警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報で、公開することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公開することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ 公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者

- 等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難にするおそれがあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公開することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将

来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等県警察、警察庁及び他の都道府県警察において広報された情報は、開示をする。

5 条例第11条第5号（意思形成過程情報）に基づき非開示とする情報の基準

(5) 県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

【条例の解釈】

(1) 「意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報」

ア 「県の機関」とは、すべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。

なお、本号から第7号までにおいては、県が設立した地方独立行政法人も県の機関に含めて考えるものとする。

イ 「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

また、本号は、県の機関に限らず、国等の機関の事務又は事業も対象としているので、県としての意思決定は終了していても、当該事務又は事業に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合は、意思形成過程に当たる。

ウ 「審議、調査、研究、協議等に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人

等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

なお、協議等の「等」には、会議、意見交換、相談、文書等による照会回答等を含む。

- (2) 「公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」
- ア 行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報
 - イ 調査若しくは研究の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、公開することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがある情報
 - ウ 行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることとなるなど、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報

- (3) 「著しい支障が生ずるおそれ」

「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

- (4) 意思決定後の取扱い等

審議、協議等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、協議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、協議等に関する情報が公開されると、審議、協議等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、協議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

6 条例第11条第6号（行政運営情報）に基づき非開示とする情報の基準

(6) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

【条例の解釈】

- (1) 「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報」
- ア 「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいう。
- イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- ウ 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- エ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- オ 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
- カ 「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、その種類としては、補償・賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務交渉などがある。
- キ 「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、契約、調査研究、人事管理に係る事務等が挙げられる。
- (2) 「当該事務又は事業の性質上」
- 当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。
- (3) 「円滑な実施を著しく困難にするおそれ」
- ア 「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいう。

イ 「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

【運用の基準・具体例】

(1) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公開することにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し非開示となる。

(2) 試験問題

公安委員会又は県警察が行う試験問題については、実施前は非開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公開すると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成事務に支障が生じることから、非開示とする（なお、試験問題の内容によっては、犯罪捜査等情報（第4号）に該当する場合もある。）。

7 条例第11条第7号（協力・信頼関係情報）に基づき非開示とする情報の基準

(7) 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

【条例の解釈】

(1) 「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」

ア 「県の機関」とは、すべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。

イ 「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいう。

(2) 「公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれ」

- ア 「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのものをいう。
- イ 「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。
- ウ 「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報を整理すると次のとおりである。
- (ア) 全国を通じて一斉に公表するなど、統一的に取り扱うこととされている情報
 - (イ) 非公開を条件に任意に提供された情報
 - (ウ) その他協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報
- エ 「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

8 条例第11条第8号（合議制機関等情報）に基づき非開示とする情報の基準

(8) 実施機関（知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。）（以下この号において「合議制機関等」と総称する。）の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

【条例の解釈】

- (1) 本号は、合議制機関等は一般の行政機関と異なり、その意思形成に関して自由な発言の場を確保し、微妙な討議の過程を必要とする場合があるため、公開することにより、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とするものである。
- (2) 「実施機関、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等」
 - ア 「県の執行機関の附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関をいう。
 - イ 「その他これらに類する合議制機関等（県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。）」とは、法令等に設置の根拠を有す

る県立大学の教授会、法令等に基づいて設置されたものではないが、設置の目的、構成、機能等から附属機関に類似した機能をもつ懇話会等をいう。

したがって、行政内部の組織（〇〇研究会、職員会議等）は含まれない。

(3) 「著しく損なわれるおそれ」

「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれの有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

【運用の基準・具体例】

条例第21条第1号又は第2号の規定に基づき非公開で行う会議であっても、それが直ちに当該会議の会議録等の非開示に結び付くものではないことに留意する。

第4 部分開示

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。

【条例の解釈】

1 「開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合」

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第11条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第11条では公文書に非開示情報が記録されている場合には開示をしないことができることを定めているが、本条により、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合に、部分的に開示をできるか否かの判断を行わなければならないことになる。

2 「その部分を容易に区分することができるとき」

- (1) 区分することが、公文書の中の非開示情報が存在している状態、部分開示のための複写物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいい、当該公文書のどの部分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区別が困難な場合だけではなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示をしないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区別することを意味する。

- (2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに非開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非開示情報が含まれている場合などでは、非開示情報部分のみを削除することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示をすべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、非開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、容易に区分して除くことができない場合に該当する。

3 「その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」

- (1) 「除いて」とは、非開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に削除することを意味する。
- (2) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- (3) 本条は、義務的に開示をすべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非開示情報の開示をした結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの非開示情報を構成する一部が開示をされることになるとしても、実質的に非開示情報が開示をされた

と認められないのであれば、実施機関の非開示義務に反するものではない。

【運用の基準・具体例】

公文書の部分開示は、次の方法により実施する。

1 文書、図画及び写真

(1) 開示部分と非開示部分とがページ単位で区分できる場合

非開示部分を取り外して開示をする。ただし、袋とじのもの、契約書のように割り印を押したもの、用紙の表裏に記録されているもの等で、取り外しができないものについては、開示部分のみを複写したもの、非開示部分を覆って複写したもの等により開示をする。

(2) 開示部分と非開示部分が同一ページにある場合

非開示部分を覆って複写したもの又は当該ページを複写して非開示部分を塗りつぶしたものの写しにより開示をする。

2 フィルム及び電磁的記録

非開示情報を含む場合であっても、容易に開示部分と非開示部分とを区別することができる場合は、部分開示を行う。

用紙に印刷又は出力したもの及び印画紙に印画したものについては、1の例によるものとする。

第5 公文書の存否に関する情報についての基準

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【条例の解釈】

1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」

開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報の開示をすることとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明ら

かになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第11条各号の非開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

- 2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、山口県行政手続条例第7条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報の開示をすることになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

【運用の基準・具体例】

- 1 特定の個人の前科、前歴に関する情報（個人情報）
- 2 特定の個人の病歴に関する情報（個人情報）
- 3 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（法人等情報）
- 4 犯罪の内偵捜査に関する情報（犯罪捜査等情報）
- 5 公開されていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（犯罪捜査等情報）
- 6 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（行政運営情報）

第6 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示をするが、記載内容中に条例第11条各号に掲げる非開示情報がある場合は、当該情報は非開示となる。

非開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（犯罪捜査等情報）

- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公開することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（犯罪捜査等情報）
- (3) 意思決定がなされていない案件に関する情報を公開することにより、当該意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある情報（意思形成過程情報）
- (4) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公開することにより、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（合議制機関等情報）

2 会計支出文書

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第3の2（個人情報）によるほか、次による。

- (ア) 公安委員会規則で定める警察職員以外の職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報はすべての職員について非開示となる。
- (イ) 債主コード(支出の相手方たる債主ごとに付されるADAMS(官庁会計事務データ通信システム)上の番号)は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして非開示となる。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第3の3（法人等情報）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公開することにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、犯罪捜査等情報（第4号）に該当し、非開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- (ア) 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公開することができないと認められるもの
- (イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- (ウ) 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に

支障を及ぼすおそれがないと認められるものは、開示をする。ただし、個人情報（第2号）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・非開示を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公開することにより、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費

ア 個別の執行に係るもの

県警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非開示（警察職員の氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。

イ 捜査費支出額に係るもの

(ア) 県警察における捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示をする。

(イ) 県警察における所属別捜査費支出額（年別）については、開示をする。

(4) 食糧費

ア 会議開催に伴う食糧費の支出に関する文書については、個人情報及び法人等情報を除いて、原則として開示をする。

定期的な会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書については、原則として開示をする。

イ アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書であって、公開することにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は非開示となる。

非開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示となる場合がある。

3 職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公開することにより、当該

宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪捜査等情報（第4号）に該当し、非開示となる。ただし、市町名までは開示をする。

4 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

県警察の職員数に関する情報は、原則として開示をする。

ただし、公開することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非開示となる。

5 犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公開されると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる（本審査基準第5参照）。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

本審査基準第3の2（個人情報）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第11条各号の非開示情報に該当するか否かを個別に判断する。

非開示情報のうち、犯罪捜査等情報（第4号）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公開することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公開することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公開すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の

方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公開すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非開示情報に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・非開示の判断に影響を与える要素の一つである。

6 情報セキュリティ対策に関する情報を記載した文書

情報通信システムのウィルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公開することにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、犯罪捜査等情報（第4号）に該当し、非開示となる（なお、重疊的に行政運営情報（第6号）に該当する場合があります。）。

7 「刑事訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

条例第3条第2号により、「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書」については、条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・非開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。

(4) 公文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとはみなされることから、条例の適用対象となる。